

定例監査結果報告

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定例監査を高岡市監査基準に基づき実施しましたので、同条第 9 項の規定により、次のとおりその結果を報告します。

また、同条第 10 項の規定により、意見を提出します。

1 監査対象、監査期間及び実施場所

監 査 対 象	監 査 期 間
総務部 ・ 財政課 ・ 管財契約課 固定資産評価審査委員会 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日までに執行された所掌事務事業について	令和 5 年 9 月 29 日 ） 令和 5 年 10 月 26 日
	実 施 場 所
	監査委員室

2 監査を実施した監査委員

廣 嶋 康 雄 永 原 善 巳 水 口 清 志

3 監査の着眼点

共通監査項目として以下の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- (1) 委託料の執行状況
- (2) 指定管理者制度の運用状況
- (3) 工事等の執行状況
- (4) 補助金の執行状況
- (5) 歳入金の収納状況及び不納欠損の状況
- (6) 行政財産の目的外使用の状況
- (7) 資金前渡金の管理状況
- (8) 備品の管理状況
- (9) 監査対象の所管する重点事業の執行状況
- (10) 前回監査での指摘事項等に対する措置状況

4 監査の主な実施内容

令和 4 年度において執行された事務事業が関係法令に基づいて適正に処理されているかについて行った。監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票等の監査を実施した。

5 監査の結果及び意見

経理事務及びその他の事務処理について監査したところ、適正に処理されていた。
なお、事務の執行等について、次のとおり意見を提出する。

(1) 意見

ア 普通財産を含む公有財産の総括を行う管財契約課においては、貴課で所管する普通財産だけでなく、各所属で所管する普通財産についても情報共有し、未利用地の利活用に取り組むなど、公有財産の適切な管理に努められたい。

[管財契約課]

イ キャッシュレス納付やWeb上での口座振替登録受付を導入され、納税者の利便性が高まっている。引き続き、市民の納税意識が高まるよう納付環境の整備を行い、収納率のさらなる向上に努められたい。

[納税課]